



2023年5月10日

各 位

会 社 名 日 本 信 号 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 塚 本 英 彦
(コード番号: 6741 東証プライム)
問 合 せ 先 総 務 部 長 藤 本 浩 正
(TEL: 代表 03-3217-7200)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年6月23日開催予定の第140回定時株主総会に、定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

当社は2023年2月7日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて開示しておりますとおり、透明性の高い経営を実践するとともに、コーポレートガバナンスの一層の充実を図ること目的として、2023年6月23日開催予定の第140回定時株主総会の承認を条件として、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定しております。

つきましては、当社定款に監査等委員会及び監査等委員に関する条文の新設、不要となる条文の削除等、所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以 上

定款変更案

(下線は変更部分を示します)

現 行	変 更 案
第 1 章 総則	第 1 章 総則
第 1 条～第 3 条 (省 略)	第 1 条～第 3 条 (変更なし)
(機関)	(機関)
第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査等委員会 (削除) (3)会計監査人
第 5 条 (省 略)	第 5 条 (変更なし)
第 2 章 株式	第 2 章 株式
第 6 条～第 9 条 (省 略)	第 6 条～第 9 条 (変更なし)
(株式取扱規程)	(株式取扱規程)
第 1 0 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続きは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	第 1 0 条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利の行使に関する手続きは、法令または本定款のほか、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定める株式取扱規程による。
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第 1 1 条 (省 略)	第 1 1 条 (変更なし)
2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。	2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。
3 (省 略)	3 (変更なし)
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
第 1 2 条～第 1 7 条 (省 略)	第 1 2 条～第 1 7 条 (変更なし)
第 4 章 取締役および取締役会	第 4 章 取締役および取締役会
(取締役の定員)	(取締役の定員)
第 1 8 条 当社の取締役は、 <u>9</u> 名以内とする。 (新 設)	第 1 8 条 当社の取締役は、 <u>1 4</u> 名以内とする。 <u>2</u> 当社の取締役のうち、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

現 行	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 (省 略) <u>(新 設)</u></p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役は株主総会において、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p>2 取締役の選任決議は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別し、</u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3 (変更なし)</p> <p>4 <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役、役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長および取締役副社長を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役、役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2 取締役会は、その決議により<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役副会長、取締役社長および取締役副社長を定めることができる。</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>

現 行	変 更 案
(取締役会の招集通知)	(取締役会の招集通知)
第23条 取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役および各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	第23条 取締役会の招集通知は会日の3日前までに各取締役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
第24条～第27条 (省 略)	第24条～第27条 (変更なし)
<u>(新 設)</u>	<u>(重要な業務執行の決定の委任)</u>
第5章 <u>監査役および監査役会</u>	第5章 <u>監査等委員会</u>
<u>(監査役の定員)</u>	<u>(削 除)</u>
第28条 <u>当社の監査役は5名以内とする。</u>	
<u>(監査役の選任)</u>	<u>(削 除)</u>
第29条 <u>監査役は株主総会において選任する。</u>	
2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	<u>(削 除)</u>
<u>(監査役の任期)</u>	<u>(削 除)</u>
第30条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
2 <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	<u>(削 除)</u>
<u>(常勤の監査役)</u>	<u>(削 除)</u>
第31条 <u>監査役会は、その決議により常勤の監査役を選定する。</u>	
<u>(報酬等)</u>	<u>(削 除)</u>
第32条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	
<u>(監査役会の招集通知)</u>	<u>(削 除)</u>
第33条 <u>監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>	

現 行	変 更 案
<p><u>(監査役会規程)</u> <u>第34条 監査役会に関する事項については、法令またはこの定款に定められるもののほか、監査役会の定める監査役会規程による。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(監査役との責任限定契約)</u> <u>第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p><u>(削 除)</u></p>
<p><u>(新 設)</u></p>	<p><u>(常勤監査等委員)</u></p>
<p><u>(新 設)</u></p>	<p><u>第29条 監査等委員会は、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p>
<p><u>(新 設)</u></p>	<p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p>
<p>第6章 計算</p>	<p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>
<p>第36条～第39条 (省 略)</p>	<p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>第7章 買収防衛策</p>	<p><u>(監査等委員会規程)</u></p>
<p>第40条 (省 略)</p>	<p><u>第31条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p><u>(新 設)</u></p>	<p>第6章 計算</p>
<p><u>(新 設)</u></p>	<p>第32条～第35条 (変更なし)</p>
<p><u>(新 設)</u></p>	<p>第7章 買収防衛策</p>
<p><u>(新 設)</u></p>	<p>第36条 (変更なし)</p>
<p><u>(新 設)</u></p>	<p><u>(附則)</u></p>
	<p><u>第140回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第35条の定めるところによる。</u></p>

以 上